

2021年5月13日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森 亮介
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

定款の一部変更に関するお知らせ

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 森亮介)は、監査等委員会設置会社への移行等を目的として、本日開催の取締役会において、2021年6月20日開催予定の第15回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 保険業法第113条第1項の規定に基づく事業費の償却に関する附則の削除

保険会社では、他の一般の事業と比較して開業当初に多大な事業費が先行して発生することから、保険業法第113条第1項において開業から5年間の事業費を資産として計上し、10年以内に償却することが認められています。

当社においても、同法に則り、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、2016年度までの9年間で償却が完了したため、当該附則の削除を行うものです。

(3) その他全般に関する変更

条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 20px;">2（条文省略）</p> <p style="padding-left: 20px;">3（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および<u>取締役会ならびに監査等委員会</u></p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は、11名以内とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">3（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">4 <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役等)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名および役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者(CEO)1 名および最高執行責任者(COO)1 名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(役付取締役等)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名および役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から、最高経営責任者(CEO)1 名および最高執行責任者(COO)1 名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第 28 条 監査等委員会は、すべての監査等委員で構成する。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査等委員会に係るその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削除)
2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第 30 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役 1 名以上を選定する。</u>	(削除)
(監査役会) 第 31 条 <u>監査役会は、すべての監査役で構成する。</u>	(削除)
2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</u>	(削除)
3 <u>監査役会に係るその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則によるものとする。</u>	(削除)
(監査役の報酬等) 第 32 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) 第 33 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削除)
2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第 6 章 会計監査人 第 34 条 (条文省略)	第 5 章 会計監査人 第 30 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て取締役会が定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>第 8 章 附則</p> <p>(創立費および事業費の償却)</p> <p>第 42 条 <u>保険業法第 113 条の規定に基づく当</u> <u>会社成立後最初の 5 事業年度の事業</u> <u>費の償却は、次項に定める方法によ</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>当会社成立後最初の 5 事業年度の</u> <u>事業費は、各事業年度における保険</u> <u>事業純益と資産運用純益の合計額を</u> <u>超える部分を限度に繰延資産に計上</u> <u>し、当会社成立後 10 年以内の期間に</u> <u>おいて毎年均等額以上を償却する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 32 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員</u> <u>会</u>の同意を得て取締役会が定める。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 33 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第 38 条 当会社は、第 15 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第 15 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条第 2 項の定めるところによる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021 年 6 月 20 日(日曜日)
定款変更の効力発生日	2021 年 6 月 20 日(日曜日)

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
03-5216-7900(広報:花谷/IR:関谷)